

第47回全国高等学校総合文化祭（2023かごしま総文） 開催前年度国際交流事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名

第47回全国高等学校総合文化祭（2023かごしま総文）開催前年度国際交流事業

(2) 目的

鹿児島県では、高校生相互の交流を通じて、様々な文化を理解するとともに、郷土の歴史や文化を見直す機会となり、新しい文化を創造する大会として、令和5年7月29日から8月4日まで、第47回全国高等学校総合文化祭（2023かごしま総文）（以下「本大会」という。）を開催する。

この要領は、本大会における国際交流事業（以下「国際交流」という。）を見据えて、令和4年度に開催される第46回全国高等学校総合文化祭（とうきょう総文2022）参加に係る国際交流事業の円滑な準備、実施等に関する業務の委託業者の選定にあたり、必要な事項を定めたものである。

(3) 業務内容

別添「第47回全国高等学校総合文化祭（2023かごしま総文）開催前年度国際交流事業に係る業務委託仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(5) その他

ア 業務実施上の条件成果品は、仕様書のとおりとする。

なお、委託業務の実施に関して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会（以下「実行委員会」という）と業務委託候補者で協議の上、決定する。実際の業務内容や進め方については、逐次実行委員会と協議して決定する。

イ 委託契約は鹿児島県財務規則等の関係法令に基づき行い、令和4年3月鹿児島県議会定例会において、令和4年度鹿児島県当初予算案が議決されない場合は、中止、延期、又は変更することがある。

2 見積限度額

6,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）

3 選定委員会の設置

別途定める「第47回全国高等学校総合文化祭（2023かごしま総文）国際交流事業に係る委託業者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を設置する。

4 契約の相手方の選定方法

別途定める「第47回全国高等学校総合文化祭（2023かごしま総文）開催前年度国際交流に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、選定委員会で公正な審査を行う。企画提案者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書（以下「提案書」という。）に示された内容について書類審査を行い、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後に、候補者と実行委員会は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりとする。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その次点で失格とする。

- (1) 当該事業を的確に遂行する能力を有する者であること。
- (2) 関係法令に基づき、社会保険の支払適用を含め、適正な雇用管理を行っていること。
- (3) 鹿児島県内に支社（支店）を置く事業者又はそれを含む共同企業体（JV）であること。
- (4) 事業者もしくは企業共同体の代表者は、過去10年以内に2回以上県内中高生の海外研修などの手配業務を受託した経験をもち、円滑な遂行を行った実績を有していること。
- (5) 旅行業法施行規則（昭和46年運輸省令第61号）第1条の2第1号の第1種旅行業務を行う業者のうち、鹿児島県内に本店、支店または営業所を有していること。
- (6) 構成員は、本業務に参加する別の共同企業体の代表者、構成員、協力事務所のいずれも兼ねていないこと。
- (7) 協力事務所（参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）を加えることは可とするが、本業務に参加する別の共同企業体の代表者、構成員のいずれも兼ねていないこと。
- (8) 事業者もしくは共同企業体の代表者及び構成員並びに協力事務所は、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 破産法第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始の申立てを行った者。

エ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律に基づく更生手続き開始の申立てを行った者。

- オ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き開始の申立てを行った者。
- カ 事業者もしくは共同企業体の代表者及び構成員に本社及び支社，営業所等が都道府県税，消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- キ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。
- ク 国，地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札，契約，その他の業務の執行に関して，法令に違反した容疑で逮捕，書類送検若しくは起訴され，刑が確定したもの。（その刑に処せられ，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった者を除く。）
- ケ 県内の公共機関が執行する入札に関して，その職員に対して脅迫的な言動をし，若しくは暴力を用いる者。
- コ 鹿児島県の入札制度に関して，虚偽の風説を流布し，若しくは偽計を用いるなどして，その入札制度の信用を毀損する者。
- サ ケ又はコのいずれかに該当しなくなった日から1年を経過しない者。
- シ 破産者で復権を得ない者。
- ス 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者。（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る者を含む。）
- (9) 鹿児島県発注の契約に係る氏名停止処分を受けていない者であること。
- (10) 自己又は自社の役員等（共同企業体であるときは，その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において「暴力団」という。）であると認められるとき。
- イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員，支配人，営業所等（営業所，事務所その他これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下この号において「法人役員等」という。），法人格を有しない団体にあっては，代表者，理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者，営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号において同じ。）が，鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
- ウ 暴力団又は暴力団員等が，その経営に実質的に関与していると認められるとき。

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるめき関係を有していると認められるとき。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用していると認められるとき。

ク 再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからキまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ケ アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料購入契約その他の契約の相手方としていた場合（クに該当する場合を除く。）に、当該契約の解除を求め、これに従わなかったとき。

6 スケジュール（予定）

- | | |
|----------------|-------------------------|
| (1) 公開日 | 令和4年1月28日（金） |
| (2) 説明会参加申込期限 | 令和4年2月4日（金）17時 |
| (3) 説明会 | 令和4年2月10日（木） |
| (4) 質問受付期限 | 令和4年2月22日（火）17時 |
| (5) 質問回答期限 | 令和4年2月25日（金） |
| (6) 企画提案参加申込期限 | 令和4年2月28日（月）17時 |
| (7) 企画提案書の受付期限 | 令和4年3月7日（月）17時 |
| (8) 選定委員会 | 令和4年3月17日（木）（実施日時は別途通知） |
| (9) 審査結果の通知 | 令和4年3月18日（金） |

7 説明会

- (1) 開催日時
令和4年2月10日（木）10時30分から
- (2) 開催場所
鹿児島県庁（鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1）16階 教育委員会室
- (3) 参加申込方法
ア 事前説明会参加申込書（様式1）を用いて、電子メール又はFAXにより提出すること。
イ 申込期限 令和4年2月4日（金）17時（必着）

(4) その他

説明会への参加の有無に関わらず、本プロポーザルに参加することは可能とする。

8 企画提案書作成等に関する質問の受付

(1) 受付期限

令和4年2月22日（火）17時まで

(2) 提出方法

ア 質問書（様式2）を用いて、電子メールにより提出すること。

イ 電話やFAX，受付期限後の質問は一切受け付けない。

(3) 回答方法

質問と回答の内容は、令和4年2月25日（金）17時までに、鹿児島県教育委員会ホームページに掲載するので、質問の有無に関わらず、ホームページを確認すること。ただし、質問者又は回答内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、当該回答は、この要領を追加又は修正したものとして扱う。

9 企画提案への参加申込及び参加資格確認の通知

(1) 提出書類

【単独事業者の場合】

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 企画提案参加申込書（単独事業者用）（様式3-1） | 1部 |
| イ 企画提案参加資格に係る誓約書（様式4） | 1部 |
| ウ 業務実績調書（様式任意） | 1部 |

【複数事業者による共同企業体（JV）の場合】

※ 下記アからエを取りまとめ代表事業者が提出

- | | |
|--|----|
| ア 企画提案参加申込書（共同体用）（様式3-2）
代表事業者が記入 | 1部 |
| イ 共同提案参加者届出書（様式3-3） | 1部 |
| ウ 企画提案参加資格に係る誓約書（様式4）
代表事業者及びすべての参加事業者が提出 | 1部 |
| エ 業務実績調書（様式任意）
同種業務実施経験のある事業者分のみで可 | 1部 |

(2) 提出期限

令和4年2月28日（月）17時（必着）

(3) 提出方法

第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会事務局へ持参又は郵送とする。送付先については、本実施要領の「20 問合せ先」のとおり。

(4) 参加資格要件の確認

第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会事務局において、申込者から提出のあった提案書と関係書類に基づいて参加資格要件を確認し、その結果を令和4年3月2日（水）までに、申込者へ電子メールにて通知します。

(5) その他

企画提案参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、企画提案参加辞退届（様式任意）を提出すること。なお、共同企業体（JV）による参加を予定している場合であっても代表者のみの提出で可とする。

10 企画提案書の提出

(1) 提出書類

本実施要領及び別添仕様書に基づき、別表1のとおり企画提案書を作成すること。

また、追加経費が必要となる提案は認めない。

(別表1)

	提案書類	様式	その他規格
項	(1) 表紙 第47回全国高等学校総合文化祭(2023かごしま総文)開催前年度国際交流事業企画提案書	A4判 任意	1枚
	(2) 実施体制 ア 委託業務全体(仕様書4の業務)の実施体制 イ 業務実施スタッフ体制図 (スタッフごとに氏名, 役職名, 担当する業務内容及び業務実績などを記載すること) ※ 提案書提出時に決定していない場合は, 想定する者を記入 ウ 事業所一覧	A4判 任意	15枚以内
	(3) 国際交流事業に係る提案内容		
	国際交流事業計画書 ア 旅程の提案(仕様書別記参照) イ 楽器・荷物の運搬方法 ウ 県内高校生生徒の交流イベント エ 鹿児島県の文化, 歴史, 自然に触れる体験型企画 オ 県内高校生生徒の交流イベント	A4判 任意 (一部A3判折込み可) 記載順序は任意	
	(4) その他追加提案(ある場合)		
	(5) 業務工程表		
(6) 事業経費見積書 仕様書の項目ごとに, 数量, 単位, 単価を明示し, 費用の内訳及び積算根拠がわかるように記載すること。また, 消費税及び地方消費税の金額を算出し, 合計金額を記載すること。			
目			

注1) 企画の提案は1応募者(1JV)につき1提案とすること。

(2) 提案部数

正本1部, 副本8部

※ 電子メールによりPDFデータも提出すること。

- (3) 提出期限
令和4年3月7日（月）17時（必着）
- (4) 提出方法
第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会事務局へ持参又は郵送とする。

11 審査

別途定める「第47回全国高等学校総合文化祭（2023かごしま総文）開催前年度国際交流事業に係る公募型プロポーザル審査要領」に基づき、令和4年3月17日（木）に書類選考審査を行う。

12 失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- (2) 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- (3) 提案に参加する資格がないものが提案した場合
- (4) 企画提案書の提出後に参加者の資格要件に定める要件を満たさなくなった場合
- (5) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (6) 事業者選定までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- (7) 他の応募者の協力者となった場合
- (8) その他、本実施要領に定める手続き及び方法等を遵守しない場合
- (9) 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (10) 審査委員、県職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (11) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (12) 実施要領に違反すると認められる場合
- (13) その他の選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

13 企画提案に際しての注意事項

(1) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(2) 積算に当たっての注意事項

ア 積算金額は、委託期間中に当該業務に係る費用の見込み額とする。

イ 消費税及び地方消費税に係る課税事業者か否かに関わらず、見積もった金額に100分の10を乗じた額に相当する額を記載するものとする。

14 提出書類の取扱い

- (1) 提案者は、企画提案者の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものととする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、提出後の差し替え、変更及び取消は認めない。
- (4) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、必要に応じ事務局で複写する。
- (6) 鹿児島県情報公開条例を準用した開示請求があった場合は、提出された提案書を対象文書として原則開示することとなる。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条第6条1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式5に記載し提出すること。開示・非開示の判断は、様式5により提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき実行委員会が客観的に判断する。

- (7) 本業務により得られた成果は、全て実行委員会に帰属するものとする。
- (8) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認められるときには、本企画提案の実施を延期又は取りやめることがある。

15 審査結果

審査終了後にすべての参加者に通知する。

通知日 令和4年3月18日（金）

16 契約の締結

選定委員会にて選定された委託候補者と第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会事務局（以下「実行委員会」という。）が提案された内容に基づき協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

17 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合には契約を解除し、委託事業者を変更することがある。

- (1) 企画提案書等、提出書類について虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 事業者に重要な瑕疵がある場合
- (3) 業務遂行の意思が認められない場合
- (4) 業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに耐えられない事情がある場合

18 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることは認めない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県実行委員会と協議の上、業務の一部を委託することができる。

(2) 個人情報保護

委託を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏洩、紛失及び毀損の防止、その他個人情報の保護に努めるものとする。

(3) 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(4) 財産権の取扱い

事業の実施により生じた特許権等の知的財産権は、原則として実行委員会に帰属するものとする。

19 その他

(1) やむを得ない事情により日程等の変更が生ずる場合には、別途通知する。

(2) 「2023かごしま総文」の開催前年度国際交流事業に係る実施計画は、当該受託者と随意契約を行う予定であるが、業務遂行のために必要な事項において協議のうえ、一定の条件を付することがある。

なお、当該受託者が実施設計業務に適さないと当実行委員会が判断した場合は、別途受託者を選定することがある。

20 問合せ先

第47回全国高等学校総合文化祭鹿児島県実行委員会事務局

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（県庁10階）

鹿児島県教育庁高校教育課全国高等学校総合文化祭推進室内

TEL 099-286-5567 FAX 099-286-5570

E-mail 2023soubun-suishin@pref.kagoshima.lg.jp